

基本計画編

第 I 章 はじめに

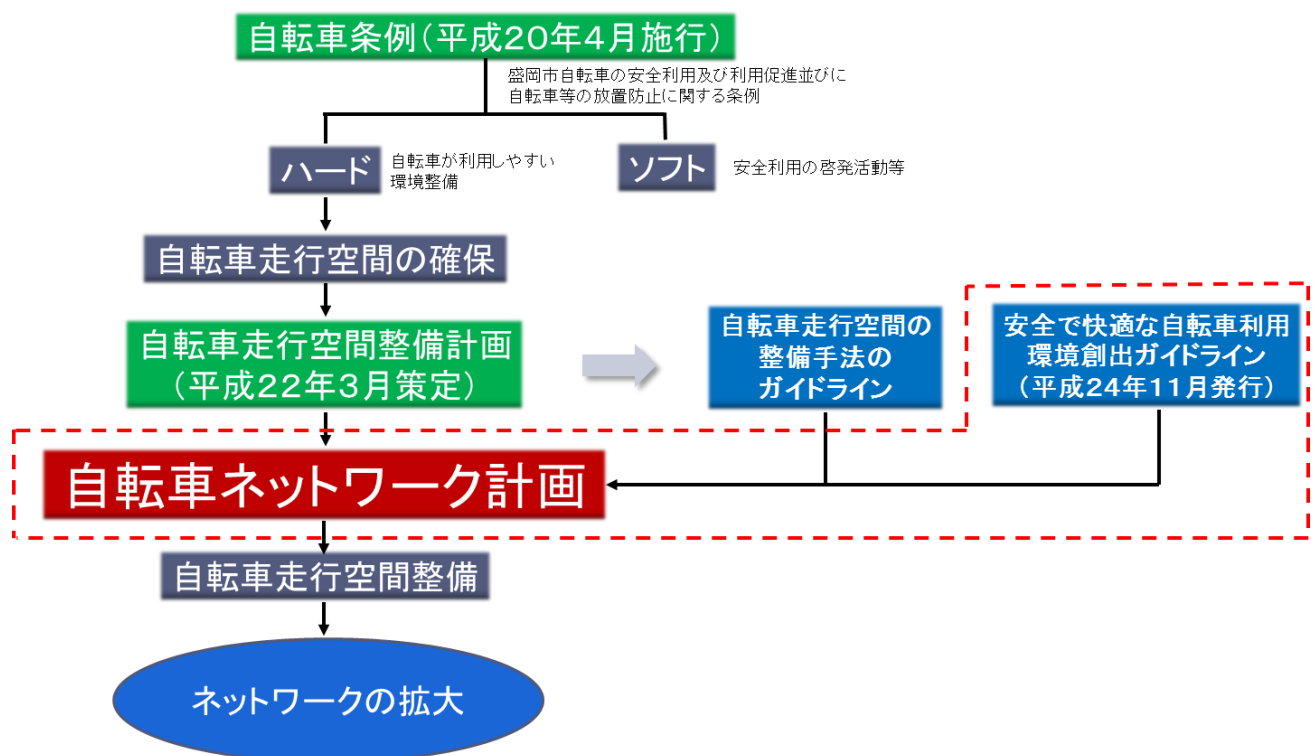
1 策定の趣旨

本市は、マイカー利用を抑制し、公共交通や自転車の利用促進により、交通渋滞や排出ガスの抑制を図るため、平成 19 年度に「盛岡市総合交通計画」を策定するとともに、「盛岡市自転車の安全利用及び利用促進並びに自転車等の放置防止に関する条例」（自転車条例）を制定しました。

この条例では、自転車の安全利用と利用促進について、各機関が担う役割を明らかにし、本市は、自転車走行空間の整備や自転車駐車場の整備のほか、自転車の安全利用の啓発活動等を行うこととしています。

本計画は、その自転車走行空間の整備を推進して行くための指針として、安全で快適な自転車走行空間のネットワークの形成を図ることを目的に策定するものです。

計画の策定にあたっては、国の「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」や、平成 21 年度に策定した「自転車走行空間整備計画」を踏まえ、有識者等で構成される自転車走行空間検討会による検討を経ながら策定したものです。

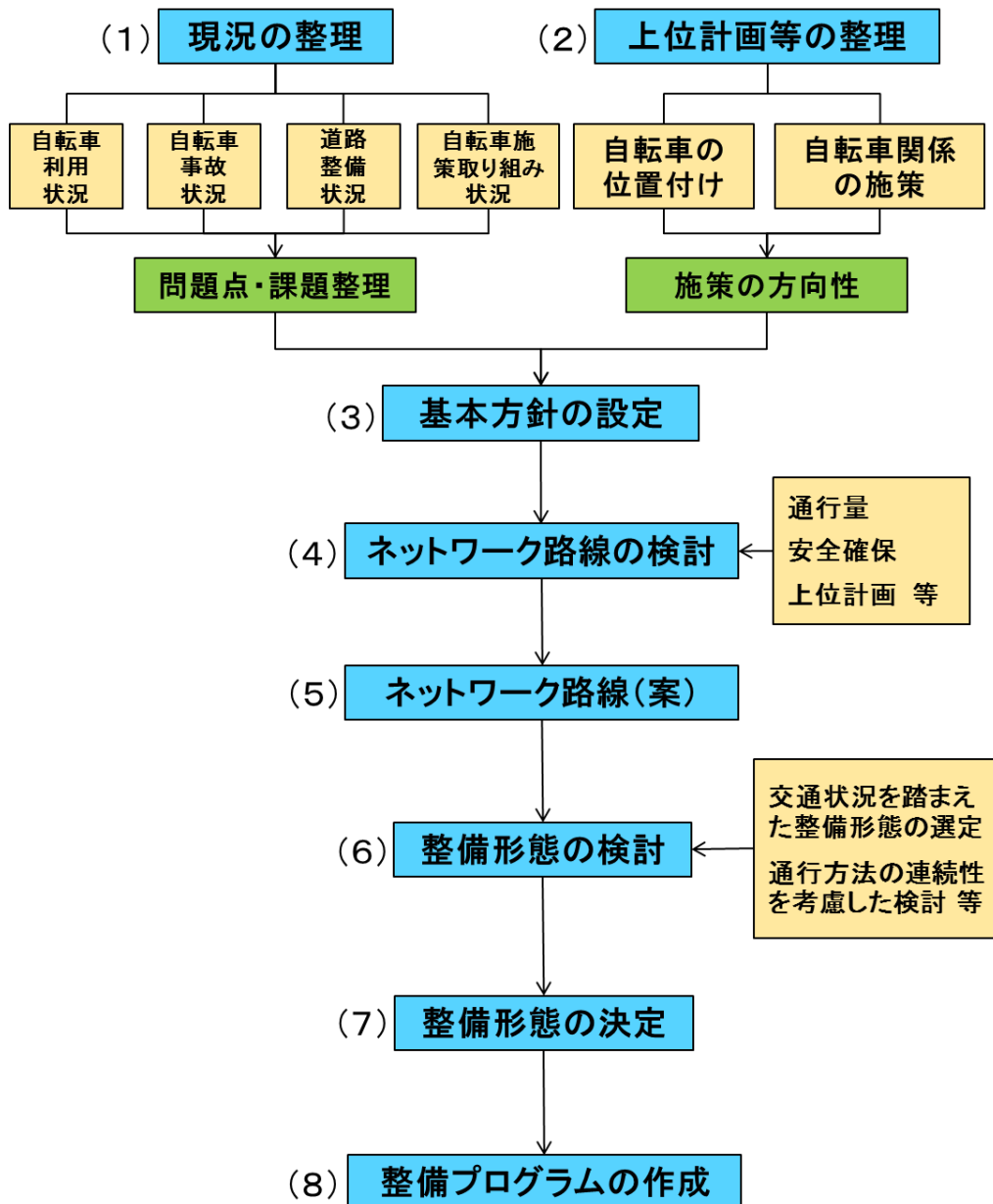


自転車ネットワーク計画の位置付け

2 ネットワーク計画策定フロー

本計画の策定フローは、次のとおりとします。

はじめに自転車に関する現況や上位計画等を整理し、そこから、問題点や課題、施策の方向性を整理し、本計画における基本方針を設定し、対象となる路線とその整備方法、整備時期を検討します。



ネットワーク計画策定フロー

- (1) 現況の整理
自転車の利用状況・事故状況・道路整備状況を整理すると共に、自転車走行空間整備の取り組み状況を整理し、自転車をとりにくく現状を把握した上で、問題点や課題を抽出します。
- (2) 上位計画等の整理
上位計画や条例，国から発出されているガイドライン等を整理し，自転車の位置付けを明確にして自転車施策の方向性を整理します。
- (3) 基本方針の設定
自転車をとりにくく現状や上位計画等を整理し，本計画における基本方針及び計画期間等を設定します。
- (4) ネットワーク路線の検討
ネットワーク路線を選定するための対象範囲を設定すると共に，ガイドラインを参考としながら路線選定基準を設定し，対象路線を検討します。
- (5) ネットワーク路線(案)
ネットワーク路線の検討結果より，自転車走行空間の整備を推進するネットワーク路線を示します。
- (6) 整備形態の検討
ネットワーク路線を対象として，自動車の走行速度や交通量から，理想とする自転車走行空間の整備形態を路線毎に検討します。
- (7) 整備形態の決定
路線毎の将来目指すべき理想的な整備形態を示します。
- (8) 整備プログラムの作成
整備プログラム作成のための方針を設定し，整備優先順位を定めると共に，基本計画において定めた路線毎の理想的な整備形態が実際に整備可能かを検討し，当面の整備形態を設定します。
また，自転車走行空間の整備を推進することによって得られる成果を評価するため，評価指標を設定すると共に，進捗管理方法についても設定します。